



値上げ改定！

下水道使用料

習志野市議会は、11月22日に2018年市議会第4回定例会が招集され、12月20日まで議案を審議します。今議会は、市民のみなさんに力強い声援を頂いた、「小中学校のエアコン設置」のための債務負担行為が、先議という事で、最終日を待たずに全員賛成で可決されました。一方で、下水道事業が企業局へ統合されるタイミングで、下水道使用料の値上げ改定が提案されています。

まず、一般会計補正予算の中、エアコン設置についてご説明します。

◎ 2018年度一般会計補正予算

市立幼稚園小中学校の普通教室計468室（幼稚園4園、小学校16校、中学校7校）の空調機器（エアコン）賃借料・・・リース契約のため。

15年間（13年間のメンテナンス付き）、賃借料22億2387万円に消費税、地方消費税を加えた額の範囲内の債務負担行為。

【解説】債務負担行為とは

国や地方公共団体の税金は、予算に書かれている内容以外の方法では使えない。予算は1年に1回作成し、将来数年にわたって支払う支出を予算に盛り込むことは原則としてできない。

しかし、実際問題として、数年にわたって、業者にお金を支払い続ける必要がある事業がある。このようなときのために必要になるのが「債務負担行為」という概念。

つまり、翌年度以降の債務を負担する現行法上の方法。債務負担の限度額を期間を限定してあらかじめ決定しておく制度。

◎公共下水道特別会計保衛予算

- ・下水道事業を企業局へ統合することに伴う、移転費、事務費613万円。

◎習志野市下水道条例の一部を改正する

- ・下水道使用料を、平均4.2%引上げる。
- ・消費税率が10%となる場合の改定。

【施行期日】2019年4月1日

次ページに改定表を載せます。

12月議会日程	
12月3日（月） ～ 10日（月）	市長への一般質問
11日（火）	総務・都市環境 常任委員会
12日（水）	協働経済・文教福祉 常任委員会
13日（木）	予算特別委員会
14日（金） ～ 19日（水）	委員会報告作成など 最終日に向けた準備。
20日（木）	本会議。議案、請願など について、質疑、討論、 採決をして、閉会。

◎下水道使用料の改定

種別	排出量	改正前	改正後 (消費 税 8%)	改正後 (消費 税 10%)
一般 汚 水	10 m ³ まで	972 円	1,014 円	1,032 円
	10~20 m ³ (1 m ³ に つき)	110 円	114 円	116 円
	20~30 m ³	160 円	167 円	170 円
	30~50 m ³	221 円	230 円	234 円
	50 ~ 100 m ³	296 円	309 円	315 円
	101 m ³ 以上	367 円	383 円	390 円
公衆 浴場 汚水	10 m ³ まで	972 円	1,014 円	1,032 円
	11 m ³ 以上 (1 m ³ に つき)	21 円	21 円	22 円

以上のように、平均 4, 2%の値上げとなり、またもや庶民の生活を脅かすこととなりますので、反対していかなければなりません。

【一般質問】

また、12月4日(火)の市長への一般質問について、2週にわたってご報告します。

(1) 放課後児童会の問題について

【質問：藤崎】

児童数の多い大規模児童会では、詰込み状態である。一人あたりの面積を拡大してもらえないか。

【回答：こども部長】

国の基準、一人当たり 1, 65 m²は満たしている。まずは、待機児童の解消を優先する。

【質問：藤崎】

おやつ代の徴収は保護者に任されている。児童育成料と一緒に徴収してもらえないか。

【回答：こども部長】

児童会職員と話し合い、また、近隣市の例も踏まえ、おやつ提供体制について研究していく。

【藤崎】

支援員の賃金の時給は、この3年間で414円上がったが、近隣市では約100円高い。支援員を確保し、待機児童を解消するために支援員の処遇の更なる改善を求める。

(続いて次週もご報告します。)

クリスマスコンサート

音楽で手をつなごう

～障がいのある人からのプレゼント～

12月2日(日)、茜浜ホールで、障がいのある演奏家たちのコンサートが開かれ、鑑賞させていただきました。一人ひとりの輝く個性に、涙が溢れました。

